

平成26年度

市民活動支援事業

評価表

No. 3

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)							
所管部課名	企画政策部コミュニティ課			担当者	外木場 和美		
根拠法令等	市民活動支援事業交付要項ほか			マニフェスト関連	<input type="checkbox"/>		
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業		<input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理				
事業の種類	<input type="checkbox"/> 特定事業 <input type="checkbox"/> 義務的事業		<input checked="" type="checkbox"/> 裁量事業				
政策	コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり		施策	コミュニティ活動等への支援強化			
			小施策	コミュニティ活動における市民参画の促進			
予算科目等	会計	一般会計					
	款	総務費	項	総務管理費	目 コミュニティ費		
	事項	コミュニティ推進費		細事項	市民活動支援事業費		
2 事務事業の実施 (Do)							
事業の内容	概要	NPO法人やボランティア団体に対し補助することにより、事業を展開する市民活動団体の活動の活発化を図るために市民活動支援補助金を設立し支援する。 また、地域資源利活用事業を通じ、地域が独自で活性化に繋がるような事業の支援を行う。					
	対象(誰を、何を対象とする事業か)	市民					
	意図(どのような状態にしたいのか)	市民活動団体の活発な活動や、地区コミュニティ協議会の自立					
	手段(市がどのような活動をするか)	補助金交付及び地域掘り起こし作業					
	事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(⇒ 年度～年度)					
		指標名		目標値	目標年度		
	活動指標	補助金交付団体数		40	平成28年度		
	成果指標	活用地区コミュニティ協議会数		10	平成28年度		
経費及び指標の推移	項目	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額	平成27年度 見込額	平成28年度 見込額	
	事業費	0	13,025	19,849	17,292	17,292	
	報償費		234	524	524	524	
	旅費		34	48	48	48	
	委託料		2,094	2,500			
	使用料及び賃借料		2,526	2,526	2,600	2,600	
	積立金		81	151	120	120	
	補助金	0	8,056	14,100	14,000	14,000	
			市民支援活動補助金	6,056	12,100	12,000	12,000
			ボランティアセンター運営補助金	2,000	2,000	2,000	2,000
	財源内訳		国・県支出金	414	582	500	500
			その他	8,231	14,991	12,120	12,120
			一般財源	0	4,380	4,672	4,672
	要員配置状況	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
			職員	1.00	1.00	1.00	1.00
		嘱託員					
		臨時職員等					
活動指標の推移		25	30	35	40		
成果指標の推移		2	4	8	10		
特筆すべき事項等	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援事業は平成25年度から実施 地域資源利活用事業については、平成27年度より職員で対応するものである。 						

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的としており妥当である。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 市民活動団体の育成を図るには市が積極的に関与すべきである。
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 事業を行ううえで、補助制度や情報サイト事業等共生・協働推進をするために効率性が高いといえる。
	要員配置の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 平成27年度以降、地域資源利活用事業については、職員主体で事業実施する予定であり、要員の削減の余地はない。
有効性	成果の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由 ※成果指標の過去の動向把握(5段階)結果を含めて選択理由を記入) ●過去の動向把握… <input type="checkbox"/> 大きく改善、 <input type="checkbox"/> 改善、 <input type="checkbox"/> ほぼ横ばい、 <input type="checkbox"/> 減少、 <input type="checkbox"/> 大きく減少 共生・協働を推進することで、かなり市民の意識の高揚ができており、今後大いに活発化が望めると考える。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 申請団体が増える可能性は十分にあり、成果が向上する余地はあると考える。
	内部評価結果 今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性： <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 上記方向付けの理由 今後とも、支援補助金、地域資源利活用事業、情報サイト事業を継続しながら、中間支援組織を構築等を見据えて、検討する必要があると考える。
改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画	

外部評価結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性： <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 まとめ(補助金等評価を含む。)

地域資源利活用事業について

地域資源利活用事業

地域における資源（自然・景観・伝統芸能・人材など）を生かした交流体験事業を実施することで、交流促進、地区の活性化、さらにはコミュニティビジネスの創出等を図ることを目的とする。

閉校跡地利用事業

地域資源を生かしながら、閉校になった学校跡地において、体験教室やイベント等を開催し、交流促進、地区の活性化、さらにはコミュニティビジネスの創出等を図ることを目的とする。

平成25年度事業：モデル地区方式

●吉川地区コミュニティ協議会



【6月～1月】10回の協議

あるもの探し、絵地図づくり、先進地研修、イベント構想、食のコーディネート講座

【2月2日】イベント実施

「吉川の冬！新たな発見！ウォーキング！」

参加者：34名

【3月】最終協議

今年度振返りと次年度計画

●澗浪地区コミュニティ協議会



【6月～2月】11回の協議

あるもの探し、絵地図づくり、先進地研修、イベント構想、ガイド養成講座

【2月15日】イベント実施

「軍港巡り in 久見崎」

参加者数：24名

【3月】最終協議

今年度振返りと次年度計画

平成26年度事業：モデル地区方式

●可愛地区コミュニティ協議会

●湯田地区コミュニティ協議会

- ・平成25年度と同様の流れで実施
- ・NPO法人に委託して地域協議・イベントに入ってもらっている
- ・平成25・26年度でNPO法人のノウハウを職員が吸収し、平成27年度からは職員がけん引役となって事業を行っていく予定

所管部課名	企画政策部 コミュニティ課		担当者	田中英人				
事務事業名	市民活動支援事業							
根拠法令	ボランティアセンター事業運営補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成26年度 予算額	2,000 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	2,000 千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	ボランティア登録団体			200	平成31年度			
成果指標②	ボランティアセンターの活用			全地域	平成31年度			
補助対象者	薩摩川内市社会福祉協議会							
補助対象経費	ボランティアセンターに係る人的経費補助							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座開催・ボランティア育成及び普及活動 ・コーディネート業務 ・ボランティア便り等による広報活動 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	2,000,000円							
上記項目の積算方法	予算で定める範囲内							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団体) 等の 決算 状況	項目		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	2,005,265	50.1%	1,724,145	46.3%	296,986	12.9%
		会費収入	1,725,265	43.1%	1,674,145	45.0%	296,986	12.9%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	280,000	7.0%	50,000	1.3%		0.0%
		市補助金	2,000,000	49.9%	2,000,000	53.7%	2,000,000	87.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	4,005,265	100.0%	3,724,145	100.0%	2,296,986	100.0%	
	支出	事業費	2,263,672	56.5%	2,103,905	56.5%	1,628,124	70.9%
		人件費	876,593	21.9%	662,000	17.8%	578,862	25.2%
		その他事務費		0.0%	33,240	0.9%		0.0%
		助成金	865,000	21.6%	925,000	24.8%	90,000	3.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	4,005,265	100.0%	3,724,145	100.0%	2,296,986	100.0%		
支出計/前年度支出計				93.0%		61.7%		
自己資金/前年度自己資金				86.0%		17.2%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		102		130		143		
成果指標の推移②		9		9		9		
特記すべき事項等	【その他】 ボランティアセンターの事業が、福祉関連事業に偏っているため、NPO法人や市民活動団体と連携を図る必要がある。							

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	ボランティアセンター活性することで市民の福祉向上及び利益の増進には十分寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	ボランティアセンター事業については、社会福祉協議会で行っているが、運営するうえで、「ボランティア便り」の発行や、ボランティア登録に係る手続き等の運営経費が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	ボランティア活動は、将来的に共生・協働推進のうえでも重要であり、その養成等を行うことに支援するのは市民ニーズに合致している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	ボランティアセンターは社会福祉協議会に設置してあることから市が直接行うよりも、社会福祉協議会が行うことが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	活動実績内容から積算されており、妥当であると考えられる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	積極的にボランティア登録や団体養成講座を行っており努力はしている。 固定的な補助ではあるが活動内容から見ると妥当である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	様々な活動実績もあり公益性は十分認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	将来的には、中間支援組織の構築等を見据えていかなければならないが現在のところ妥当であると考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助対象経費はボランティアセンターの運営に係るものであり、公益性の高いものであるため、公費を充てる事業として妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪上記方向の理由≫ 将来的なビジョンを明確にうちだし、中間支援組織構築等を見据えていかなければならない。
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ NPO法人・ボランティア団体等の市民活動団体を育成し、ネットワークを強化する。

ボランティアセンター事業運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げるボランティアセンター事業運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 ボランティアセンター事業運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) ボランティア団体の交流・連携の促進とボランティア団体を運営するリーダー等の人材育成を行うものであること。
- (2) 前号のボランティア団体の活動促進に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 ボランティアセンター事業運営補助金の額は、予算で定める範囲とする。

(補助対象経費)

第4条 ボランティアセンター事業運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) ボランティアの登録，指導事業
 - ア ボランティア保険加入料
 - イ ボランティアコーディネーター報酬，賃金
- (2) ボランティアの人材育成事業
 - ア 各種ボランティア養成講座に係る経費
 - イ ボランティア研修会に係る経費
 - ウ ボランティア体験実施に係る経費
- (3) ボランティアセンター広報事業
 - ア ボランティアセンターの広報活動に係る経費
- (4) ボランティア団体の育成事業
 - ア ボランティア協力校等助成金
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか，当該申請者にボランティアセンター事業運営補助金を交付することが適当でない認められる場合
(実績報告)

第7条 ボランティアセンター事業運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は，当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類とする。
(効果の測定)

第8条 ボランティアセンター事業運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) ボランティア保険加入者数
 - (2) 本事業におけるボランティア養成講座等の数及び参加者数
 - (3) ボランティア体験への参加者数
- (補助事業者等の責務)

第9条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市のボランティア団体の活動促進に積極的に協力するよう努めるものとする。
(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，企画政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成24年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	企画政策部 コミュニティ課	担当者	田中英人					
事務事業名	市民活動支援事業							
根拠法令	薩摩川内市市民活動支援補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成26年度 予算額	12,100 千円	国県支出金 千円	その他 12,100 千円	一般財源 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	市民活動団体数(支援補助を活用し活発化する団体)		30	平成31年度				
成果指標②	活動団体の広域化		全地域	平成31年度				
補助対象者	市民活動団体(活動の拠点・場所が市内であり、5名以上の構成員を有し、うち過半数が本市に住所を有する団体)							
補助対象経費	スタートアップコース		ステップアップコース					
	対象事業	これから活動を開始する又は活動間もない団体(概ね3年未満)が実施する事業に対して、初期段階で補助	団体がこれまでの活動を発展させるために新たに実施する又は拡大する事業に対して補助					
補助対象事業・活動の内容	対象経費	賃金・人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費、その他市長が必要と認める経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、その他市長が必要と認める経費					
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	スタートアップコース(補助金額上限20万円 補助率8割・7割・5割) ステップアップコース(補助金額上限100万円 補助率8割・6割・5割・3割)							
上記項目の積算方法	回数に応じた補助率 (事業採択は外部による選考委員会及び公開プレゼンテーション・公開ヒアリング)							
補助を受ける3年間の決算状況等の	収入	自己資金	0		0		3,081,861	33.7%
		会費収入					2,587,246	28.3%
	事業収入					443,000	4.8%	
	寄付金・その他助成					51,615	0.6%	
	市補助金					6,056,000	66.3%	
	(前年度繰越金)						0.0%	
	計	0		0		9,137,861	100.0%	
	支出	事業費					6,167,199	67.5%
		人件費					2,797,771	30.6%
		その他事務費					172,891	1.9%
								0.0%
								0.0%
		(翌年度繰越金)						0.0%
	計	0		0		9,137,861	100.0%	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%							
交付件数								
成果指標の推移①	25							
成果指標の推移②	7							
特記すべき事項等	【その他】 平成24年度までの、提案公募型補助金と市民活動促進補助金から移行した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本補助金は、市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的としており、市民の福祉向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当する。 市民団体が地域活性化のために自ら企画する事業に対する補助であり、市民活動をより促進していくために必要である。 また、事業についても外部審査、公開プレゼンテーション、公開ヒアリングを行った結果の採択としている。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	様々な活動に補助しており、市民ニーズに合致し、効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域活性化のために自ら企画して実施する事業であるため、市民活動団体等が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	段階的に補助率を下げているので妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	段階的に補助率を下げているので問題はない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市民活動の定義に照らして問題はない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	資金不足の市民活動団体にとっては、市民活動をするうえで最も適当な補助制度であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	外部審査により、事業内容、経費についても審査されており妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>〈〈今後の改革の方向性〉〉</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止</p>
	<p>〈〈上記方向の理由〉〉</p> <p>本年度も新規団体の申込が来ているところである。様々な市民活動団体が活発に活動することが、薩摩川内市の活性化にも繋がると考えるので現状のまま継続していきたい。</p>
	<p>〈〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉〉</p> <p>市民活動団体の自立に向け、補助金に頼らない団体の育成をしていきたい。</p>

平成25年度市民活動支援補助金交付団体一覧

【スタートアップコース】

(円)

番号	事業名	団体	回数	補助率	事業費	補助金
1	音と夢コンサート事業	川薩クラシック振興会	3回目	5割	146,000	73,000
2	鹿の子百合育成PR事業	鹿の子百合愛好会	2回目	7割	100,000	70,000
3	里オリーブ文庫事業	里オリーブ文庫	1回目	8割	300,000	200,000
4	夢修庵お楽しみ会事業	夢修庵	1回目	8割	300,000	200,000
5	カガイ製作委員会事業	カガイ製作委員会	1回目	8割	260,000	200,000
6	「日本古来の花の郷」の創設事業	日本古来の花の郷会	1回目	8割	102,560	80,000
7	すみ焼き釜、瀬々野浦にホテルを事業	NPO法人西海発	1回目	8割	255,000	200,000
8	フリーペーパー・インターネットラジオによる薩摩川内市のお店の情報発信事業	ナナラバcobo	1回目	8割	30,000	24,000
9	湯田口地区独居老人も住みよい町づくり事業	湯田口20日会	1回目	8割	354,400	200,000
10	初心者向け 川柳教室 事業	初心者向け 川柳教室	1回目	8割	72,000	57,000
11	甑島にお話届け隊事業	甑島にお話届け隊	1回目	8割	125,440	100,000
12	副田 草ゼロ作戦事業	副田草抜き隊	1回目	8割	256,469	200,000
13	元気を出そう黒木！事業	黒木を盛り上げる会	2回目	7割	286,000	123,000
14	蘭牟田の歴史を勉強し、みんなに知ってもらい観光発展に資する事業	蘭牟田の歴史・観光研究会	2回目	7割	286,000	200,000
15	デマンド交通「ゆったり号」と連携した東郷町活性化事業～「おじゃったもんせ ゆったり号で！！運動～	東郷町活性化委員会	1回目	8割	99,000	79,000
16	舞台芸術ではぐくむ心ゆたかなコミュニティ事業	地域未来ネット・せんだい	1回目	8割	270,000	200,000
17	壁画事業	シンヌウラおこし(フレスコ)	1回目	8割	261,000	200,000

【ステップアップコース】

(円)

番号	事業名	団体	回数	割合	事業費	補助金
1	島をつなぐ、甑っ子芸術祭典	甑っ子祭典実行委員会	3回目	5割	565,000	244,000
2	鹿児島大学や国立天文台等と連携した「実験で学ぶ理科教室」実施	子どもの未来づくりプロジェクト薩摩川内	2回目	6割	1,090,000	510,000
3	草道地域活性化推進事業	草道地域資源活用推進協議会	1回目	8割	1,076,033	860,000
4	八間川「水辺の楽校」江之口眼鏡橋「星空コンサート」事業	「星空コンサート」実行委員会	4回目	3割	520,000	156,000
5	田の神の里づくり事業	宍野下さなぼり会	1回目	8割	500,000	400,000
6	中心市街地及び近隣地域の活性化事業	鹿児島県料飲業生活衛生同業組合薩摩川内支部	2回目	6割	727,500	400,000
7	美容業のかかわる地元企業の活性化事業	鹿児島県美容生活衛生同業組合川内支部	1回目	8割	825,000	660,000
8	「川内川流域紀行」の作成事業	Woman創ing	1回目	8割	526,000	420,000

合 計 額	6,056,000
-------	-----------

薩摩川内市市民活動支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる薩摩川内市市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、地域活性化のために自ら企画して、公益的活動を行う市民活動団体等の実施する事業に対して、補助金を交付し、もって当該団体等の育成や活動の促進を図るとともに、市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(補助金の種類及び交付回数)

第3条 この補助金には、次の2コースを設けるものとする。

- (1) スタートアップコース これから活動を開始する又は活動期間が概ね3年未満の市民活動団体等（以下「活動間もない団体等」という。）が実施する事業に対して、初期段階での補助を行うコース
- (2) ステップアップコース 市民活動団体等が、これまでの活動を発展させるために新たに実施する又は拡大する事業に対して補助を行うコース。ただし、活動間もない団体等が、ステップアップコースから申請を行うことはできないものとする。

2 補助金の交付回数は、同一団体につき、スタートアップコース及びステップアップコースを通算して5回を限度とする。ただし、ステップアップコースから申請を行った団体が、スタートアップコースへ移行することはできないものとする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる市民活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 5名以上の者で構成され、その過半数が本市に住所を有する者であること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 公益の増進に寄与する活動を行う任意団体又は特定非営利活動法人等であること。
- (4) 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。

- (1) 地区コミュニティ協議会及び自治会
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること（以下「宗教活

動等」という。)を目的とする団体

- (3) 特定の政党若しくは公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)を支持し、又は反対すること(以下「政治活動等」という。)を目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体自らが企画し、立案し、及び実施する別表第1に掲げる市民活動に該当する事業で、その内容、時期、経費等が当該補助対象団体の目的を達成するために相当であると市長が認めた事業とする。ただし、補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日以降に開始し、翌年の3月31日までに終了する事業に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等に該当する事業
- (2) 国又は地方公共団体との共催による事業
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (4) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (5) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業
(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的な管理運営経費(事務所の賃借料、光熱水費等)
- (2) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等(別表第2に掲げるものを除く。)
- (4) 記念品、金券等の購入経費
- (5) 不動産の取得等に要する経費
(スタートアップコースの補助)

第7条 スタートアップコースの補助額は、次の各号に掲げる回数に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、20万円を上限とする。

- (1) 1回目 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額

(2) 2回目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額

(3) 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(ステップアップコースの補助)

第8条 ステップアップコースの補助額は、次の各号に掲げる回数に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、100万円を上限とする。

(1) 1回目 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額

(2) 2回目 補助対象経費に10分の6を乗じて得た額

(3) 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額

(4) 4回目 補助対象経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴って得られる収入を差し引いて得た額が、前項の規定により算出した額より低いときは、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴って得られる収入を差し引いて得た額を補助額とする。ただし、100万円を上限とする。

3 前2項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の公募)

第9条 市長は、市民活動団体等に対する支援を公平に実施するため、補助対象団体が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準等を記載するものとする。

2 補助対象団体は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、市長が定める期日までに、次の各号に定める書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

(1) 薩摩川内市市民活動支援補助金申込書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 事業収支計画書（様式第3号）

(4) 団体に関する調書（様式第4号）

(5) 団体構成員名簿（様式第5号）

(6) 他の制度による補助、助成又は委託事業の申請状況（様式第6号）

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の決定及び結果通知)

第10条 市長は、前条の規定による提案書の提出があったときは、別に定める薩摩川内市市民活動支援補助金選考委員会（以下「選考委員会」という。）による書類審査を行うとともに、スタートアップコースにあつては、選考委員会による公開ヒアリングを、ステップアップコースにあつては、選考委員会による公開プレゼンテーションを併せて実施し、その意見を参考にして補助対象事業を決定する。

2 市長は、前項の規定による選考結果を、市民活動支援補助金選考結果通知書（様式第7号）により、市民活動団体等に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 前条の規定により補助対象事業として決定通知を受けた補助対象団体は、市長に市民活動支援補助金交付申請書（様式第8号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を市民活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（補助金の実績報告）

第13条 補助対象団体は、補助対象事業完了後15日以内又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、市民活動支援補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支精算書（様式第11号）

(2) 事業自己評価書（様式第12号）

(3) 領収書又はその写し

(4) 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等の当該補助対象事業に関する資料

2 市長は、補助対象事業の活動状況等について、別に定めるところにより報告会を開催することができる。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容、これに付した条件及びその他市長が指示した事項に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、市民活動支援補助金確定通知書（様式第13号。以下「確定通知書」という。）により行うものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助対象団体は、確定通知書を受理したときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助対象団体は、市民活動支援補助金請求書（様式第14号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の概算払)

第16条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、補助金の概算払を受ける必要がある補助対象団体は、市民活動支援補助金概算払申請書(様式第15号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、補助金を概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を市民活動支援補助金概算払決定通知書(様式第16号)により、補助対象団体に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払について準用するものとする。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第16条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第18条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 当該補助金の交付決定の内容、これに付した条件及びその他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反する行為をしたとき。

(補助金の見直しの期間)

第19条 条例第4条第1項の規定により、市長が定める期間は3年とする。

(補助金の効果の測定)

第20条 条例第4条第2項第1号で定める効果は、市民との協働によるまちづくりのため、地域の特性や資源を活かした地域づくりに取り組む市民活動団体等の増加数及び住民の参加数を用いて測定するものとする。

(情報公開)

第21条 市民活動団体等から提出された書類等の内容は公表し、市民に周知するものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
(薩摩川内市市民活動促進補助金交付要領の廃止)
- 2 薩摩川内市市民活動促進補助金交付要領(平成23年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 平成24年度までの補助事業において、既に同一の補助事業に対し、薩摩川内市市民活動促進補助金又は薩摩川内市提案公募型補助金の交付を受けている事業については、当該同一の補助事業を、薩摩川内市市民活動支援補助金の補助対象事業とみなし、補助金の交付回数についても、薩摩川内市市民活動支援補助金に引き継ぐものとする。

別表第1(第5条関係)

番号	市民活動の種類
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	生涯学習の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	NPO法人へ対する中間支援活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動を目的として鹿児島県の条例で定める活動

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	補助対象経費の種類
賃金・人件費	補助対象事業に直接従事する者の人件費等（補助対象経費の 10 分の 3 以内とし、ステップアップコースの補助金では対象外とする。）
報償費	外部の講師への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師等の移動、現地調査等に係る運賃、宿泊費
需用費	文具等の消耗品費、燃料代、パンフレット・チラシ等の印刷製本費等
役務費	切手等の通信運搬費、手数料、保険料等
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用
使用料・賃借料	会場の使用料、車両・器具等の賃借料等
原材料費	材木、土砂等の原材料費
備品購入費	補助事業実施に必要不可欠と認められる備品の購入費（ステップアップコースの補助金では対象外とする。）
その他の経費	その他市長が認める経費

市民活動支援補助事業の審査方法について

1 採点方法について

審査用紙（審査内容 8 項目）により選考委員に採点を行っていただきます。
 選考委員：5 名 配点：1 人 2 0 0 点 合計 1 0 0 0 点

2 決定方法について

集計結果が配点 1 0 0 0 点中、5 0 0 点以上あれば合格とし、予算の範囲内の順位で採択とすることとし、対象事業を市長に報告します。

※ただし、各項目の得点について過半数の委員が「やや劣っている」の配点となった事業は不合格とします。

市民活動支援補助金審査委員会		審査用紙				
団体名 _____						
該当する審査基準の各項目ごとの点数欄に○をつけてください						
審査基準	審査内容	A	B	C	D	E
		優れている	優れている やや	普通	劣っている やや	劣っている
公益性	住民に広く利益を享受できるか。	2 0	(1 4)	1 0	6	2
必要性	市からの支援を必要とする事業であるか。受益者への自己負担等により実施すべき事業ではないか。	2 0	(1 4)	1 0	6	2
有効性	地域活性化につながる事業であるか。共生・協働の推進及び市民活動の促進につながる事業であるか。	4 0	2 8	(2 0)	1 2	4
実現性	事業の内容等は、事前に十分な検討・調整がなされ、実現可能なものとなっているか。事業計画・収支は十分検討されているか。	2 0	1 4	(1 0)	6	2
継続性	継続できる事業であるのか。また補助終了後も継続実施可能であるか。	2 0	1 4	(1 0)	6	2
自立性	自立した事業の活用が見込める計画内容となっているのか。自立できるような資金確保ができるのか。	3 0	(2 1)	1 5	9	3
相乗性	市民参画や市民を巻き込むことにより、市民に対する効果が期待できるのか。	3 0	2 1	(1 5)	9	3
創造性	市民が抱える課題やニーズを的確に捉え、他に先駆けて事業を実施しているか。	2 0	1 4	(1 0)	6	2
得 点		1 1 4				

